

## 令和5年度第3回古河市上下水道事業運営審議会議事録

I 日 時 令和5年11月29日(水) 午前10時00分から午前11時30分まで

II 場 所 野本電設工業コスモスプラザ多目的室1(古河市役所三和庁舎3階)

III 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名

出席した委員(16名) ※本審議会より新たに委員に就任した者

飯田 明会長、鹿倉 高志副会長

印出 慎也委員、※立川 徹委員、小林 登美子委員、高橋 秀彰委員、

佐藤 稔委員、園部 増治委員、山中 幸一委員、川島 正廣委員、

平野 正子委員、横山 七恵委員、小林 浩二委員、森 まさ子委員、

白石 幸子委員、小山 良子委員

- ・発言者については匿名につき各委員にアルファベットをふっているが、前回の審議会とは出席委員が異なるため、前回の議事録から改めてアルファベットをふりなおしている。

欠席した委員(2名)

秋葉 邦之委員、長濱 眞由美委員

IV 出席した事務局

上下水道部長 小木 久、水道課長 荒関 学、水道課副参事 平沢 浩幸、

下水道課長 高森 省吾、下水道課副参事 鶴見 一以、

水道課課長補佐 堀江 努、水道課課長補佐 有馬 雅弘、

水道課係長、玉井 一有、水道課係長 新井 元之助、水道課主幹 浅田 絵梨、

水道課再任用主幹 中田 昌宏、水道課再任用主幹 蒔田 一喜、

水道課主事 松葉 千輝

V 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

古河市の適正な水道料金の水準について

【①答申案のポイント ②財政シミュレーション等の確認】

4 事務連絡・その他

5 閉会

## VI 議事内容

### 1 開 会

(事務局より、開会のあいさつがあった。)

### 2 あいさつ

飯田会長のあいさつの前に、本審議会より委員として参加された立川委員より自己紹介があった。

#### 【飯田会長】

改めまして皆さんおはようございます。今までの経過を振り返りますと、昨年11月24日、全員ではございませんでしたがご都合のつく方で、水利権を取得する南摩ダムの視察がございました。今日が11月29日ですから、1年をかけまして4回の検討会、それで最終的に皆様のお手元でございます適正な水道料金の水準についての答申案がまとまったわけでございます。今までお忙しい中、今日も含めましてご出席いただき、活発なご意見等をいただいて今日に至りました。大変ありがとうございます。

私はつい最近、紅葉を見に行きたいという気持ちで群馬県の長野原、八ッ場ダムをぜひとも見ておきたいなと思って寄ってきました。以前に仕事で工事中のところを見て以来何十年ぶりに見ました。もう今は綺麗な駅舎とか、道の駅と、もう観光スポットになってございます。満々と水を湛えておりまして、早く私どもの南摩ダムも同じようにですね、綺麗な水が増えて観光の名所となるような皆さんの生活や治水にも役立つ南摩ダムが完成することを早く望むものでございますけど、その前段で今日の答申案が異議無くまとまることを皆さんにご協力をお願いしまして、簡単でございますがご挨拶といたします。今日はよろしく願いいたします。

### 3 議 事

▽古河市の適正な水道料金の水準について

#### (1) 水道料金の体系の検討

【議 長】※古河市上下水道事業運営審議会条例第5条の規定に基づき、会長が議長に就く。

はい。それではですね、次第に則りまして私が議事進行ということでよろしく願いいたします。今まで審議してまいりました、適正な水道料金水準についての答申案の確認から入りたいと思います。資料と兼ね合いをいただきながら、まず2ページから6ページの答申案と答申のポイントの説明を事務局よりお願いします。

#### 【事務局】

はい。よろしく願いいたします。本日はお手元に答申の案と、カラー刷りの資料があると思いますけれども、今回はカラー刷りの資料をご覧ください。こちらの方で説明させていただきますので、よろしく願いしたいと思います。早速ではございますが、第4回検討会の1ページをご覧ください。1番の答申案の各案のポイントといたしまして、別紙答申案の項目ごとにそれぞれの考え方のポイントをこれからご説明したいと思います。こちらの黄色部分の文字でございますが、答申書の文とイコー

ルになっていますのでご承知おきください。

まず初めに2ページの方をご覧ください。(1) 料金改定におきましては、水道事業が抱える課題を踏まえた料金改定の必要性について記述しております。ご存知の通り給水人口の減少、水道施設の老朽化、思川開発事業費用負担の三つの課題に対しまして、将来にわたって安定した水道サービスの提供を継続するために、水道料金の改定が必要であるところで結論でございます。申し遅れましたが、皆さんが今までやってきた会議をまとめたものが答申となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして3ページをご覧ください。(2) といたしまして、適正な水道料金水準におきましては、料金の適正な水準について記述してございます。以前の検討会でお示ししました財政シミュレーション上での目安値といたしまして、8.5%という結論になりましたが、経営状況に大きく影響する思川開発事業費が見込みとなっていることから、改定率は8.5%と固定では定めず、適正な水準を判断するための経営指標を設定した上、可能な限り改定率を低く抑えることと結論付けました。また、そのページの参考といたしまして、中ほどに掲載しました細長い図をご覧ください。仮に単年度の思川開発事業費用を3.7億円とした際の料金改定率8.5%とした場合の財源の内訳となっております。3.7億円の減に対し、現在積み立てております減債積立金から1億円、現在の利益から約8,000万円を充当しまして、残りにつきまして、料金改定でカバーすることになります。思川開発事業費用が減少した場合は、料金改定額も減少することになります。

続きまして4ページをご覧ください。(3) 料金体系におきまして、現行の基本料金と従量料金による口径別二部料金制では、使用水量に応じた費用負担により、料金負担の公平性と料金体系の明確化が確保されていることから、現行の料金体系が望ましいと結論づけました。

5ページをご覧ください。(4) 料金改定の時期におきましては、今後の経営見通しでは、思川開発事業費用の負担発生後に赤字経営となると見込まれることから、改定の時期につきましては当該費用負担発生と同時期の改定が適当であると結論付けました。これによりまして、思川開発事業が遅延した場合は、料金改定の時期を先送りとさせていただくようになると考えております。続きまして

(5) 料金の改定方法につきましては、料金改定が市民生活に与える影響を鑑み、複数年による段階的な引き上げが望ましいと結論付けました。

引き続きまして6ページをご覧ください。最後になります、(6) の付帯意見といたしまして、適正な水道料金水準に加えて、今後の水道事業経営における留意すべき事項を記述いたしました。

(1) 水道料金は定期的に見直しを検討すること。具体的には、おおむね5年ごとに水道料金の見直しをする機会を設けて、経営環境の確認と料金改定の必要性を検討すべきというご意見をつけました。(2) 料金改定の際には、水道使用者に改定の必要性和内容を十分に周知することというものです。(3) につきましては、水道施設と管路の更新は計画的かつ効率的に実施し、事故が少なく災害時も安心安全な水道サービスの提供に努めるというものです。(4) につきましては、企業債の抑制や広域連携の検討等の経営努力を継続して、健全経営を持続すると共に、デジタル技術の導入等を積極的に検討しまして、サービス向上に努めること。例えば、スマートメーターや、電子検針票等の導入になりますので、これもご意見にあげました。以上簡単ではございますが、今までの復習を含めま

して説明させていただきました。よろしくお願い致します。

**【議長】**

はい、ありがとうございました。原則的には今日を含めて4回の検討会でございますけど、3回の皆様のご意見ご要望等をできる限り配慮して取り込んだ内容でまとめさせていただいたというふうに聞いてございます。今日が答申案の最終の検討会に予定としてはなっておりますので、委員の皆様様の活発な意見をお聞きして最終といたしたいと思っております。ご意見のある方は挙手をして、ご意見をお願いいたします。確認であっても結構でございますので、ご意見等・ご質問ある方はよろしくお願い致します。はい、どうぞ。

**【A委員】**

よろしくお願い致します。事務局に一点お伺いしたいのですが、段階的な引き上げということで、これはその頃にならないとわからないと思っておりますが、どのように段階的に上げていって、かつどんな状況になると料金が上げる必要があるかというのが不明確だと思うのですが、もう少しここを具体的に事務局の考え方を聞かせていただければと思います。よろしくお願い致します。

**【議長】**

はい、事務局から回答をお願いします。

**【事務局】**

はい。ご質問ありがとうございます。A委員のご質問にお答えいたします。今回段階的にということで、仮に7年度に4%、8年度に4.5%ということで表現をさせていただきました。答申案につきましてはあくまで段階的な引き上げが望ましいというところでとどめてあります。やり方として前回ご意見いただいた中でも、例えば1年おきで少し検証期間を設けて、次やるかやらないかを決めるとか、そういったものも当然考えられるというところで、料金をなぜ上げなければいけないかという、やはり経営赤字が見込まれるから料金を上げると、加えて古河市は茨城県内で料金は安い方であるということで、なるべく独立採算かつ今回は安定水利権の取得というものの効果に対しての費用ということで、新しい安全で安心なサービスが増えるというようなところでそれに対する対価として料金改定ということでお願いしたところでした。したがって、例えばその後ダムの費用が精算されて、実際に3.7億円ではなくてもっと少なくなるというようなときにはですね、精算結果に合わせた改定にしたり、ダムの費用で赤字が出て一段階の改定をしたときに、人口減少を見込んで料金が少しずつ下がってくるようなシミュレーションになっているのですが、仮にこれがあまり下がらなかつたという場合であってもですね、経営に影響がない範囲で例えば二段階目はやめるですとか、経営状況に応じて弾力的に柔軟に改定を考えていきたいと考えております。

**【A委員】**

ありがとうございます。では令和7年度に費用負担が発生するので、そこで赤字になる想定で令和7年度から上げて、令和7年度赤字になって、段階的に上げていき令和7年度に必ず上げるっていうのは確定で答申を出すという形でよろしいですか。

**【事務局】**

はい、料金改定の時期という部分ですね、思川開発事業費用の負担発生後ということで、今のとこ

ろ思川開発事業費用の負担が令和7年度に発生しますけれども、これは例えば7年度の4月からとかではなくて、幸い経営状況は安定しており単年度の赤字であれば対応できるような貯蓄がございますので、そういったものを活用して、本当に必要な時期と本当に必要な改定率を見定めた上で決定していくということで考えております。したがって、思川開発事業費用の負担発生後ということで、7年度に絶対というわけではないという考えになっております。

**【A委員】**

はい、わかりましたありがとうございます。

**【議長】**

他に委員の方からご意見等ございますか。はい。

**【B委員】**

よろしいですか。このところ体調が悪く、個人的な話ですが2回ほど欠席をしております。古河の方ですけど、水利権は持ってないですね。総和は持っていますか。三和は持っていますか。

**【事務局】**

総和は持っていません。三和は井戸から取水しています。

**【B委員】**

水利権は取っていないと。旧古河は私が聞く限りですと、水利権っていうのは本当に必要なのかっていうところから始まったことがありました。今テレビのニュースでやっているように、琵琶湖あたりで水位が低下しています。それと同じように南摩ダムが何かの関係で水位が低下して思川の水量が少なくなった、そうなったときに対処できるようになっているのですか。

**【事務局】**

ご質問ありがとうございます。B委員のご質問にお答えします。まず水利権が必要かどうかという部分につきましては、これは河川法という法律で、川の水は公共の財産ということで独占はできないというものになってございます。ただし、国土交通省の許可を得た場合は水を取れる、それがいわゆる水利権となっております。その水利権をどうやって取るのかと申しますと、元々例えば100の川の流量があったとして、そこからみんなで水利権をとって取水したときにどんどん川の水が少なくなってしまいますよね。なので、その100の流量というのが自然な量だとすれば、それを維持しつつ新しくその水量を生み出すための水源開発っていうのを行わなければならない、その水源開発をした上で水利権を許可します、というものになってございます。古河の場合は、水利権のための水源開発に参画してこなかったのが水利権を持っていないという状態ですが、南摩ダムを造ってその南摩ダムに参画することを条件として暫定水利権が現在与えられています。ダムを造ると雨が降ったときは溜めて、雨が少ないときはその溜めた水を流すというところで、ダムを造る場所の気候ですとか地形とか、どのくらい水が溜まるのかっていうことを評価してですね、ここに造れば間違いのないというような形で考えた上でダムの建設を実施しております。仮に昨今の異常気象ということで今年も川の水が少なくなったりということで国からも連絡がきたりしてはいたのですが、例えばダムがなかったとしても川の水がどんどん少なくなってしまうということを考えれば、ダムがあった方が間違いなく水の量は確保できるというような評価になっているところでして、そういった意味ではダムの恩恵はあ

と考えます。万が一ダムがあっても水がなくなってしまったっていうときは、取水制限というものがかかってしまいます。そうなったときの古河市の対応方法としましては、協力を結んでいる自治体からの給水応援ですとか、幸い三和地区は地下水と県から買った水がございまして、そちらを活用した給水活動というような形になるかと思えます。

**【B委員】**

どうもありがとうございます。何となく分かりそうで分からないような感じですけどね。水利権は元々古河が持っていなかったと、暫定水利権ということで今までずっときていたわけですよね。暫定では駄目なのですか。

**【事務局】**

暫定水利権につきましては、仮に川の水量が少なくなったときに、他の市町村よりも優先的に取水制限がかけられてしまうので、他の市町村は取水できても古河だけ取水できないという状況が見込まれてしまうということで、暫定水利権のままでは安定性に欠けるため、ダムの建設が早期に完成するように協力をしているというところです。

**【B委員】**

はい、わかりました。安定的にそういったことで水が取れなくなると、そうですね。今までそういったことがありましたか。

**【事務局】**

はい、これまではございませんでした。実績として、これまではそういったことはございませんでしたが、まず川の水を取るには水利権が必要であるということで、ダムに参画しなければ水利権はもらえないです。ダムに参画すると暫定水利権がもらえて、完成すると安定水利権がもらえます。

**【B委員】**

はい、わかりました。今お話を聞いて大体分かりましたけど、旧古河は水道が思川浄水場で始めて50年ぐらい経ちます。ありがたいかどうか、三和では県の方と深井戸規制法（茨城県地下水の採取の適正化に関する条例）がありますからね。それが深井戸規制法の中で、これから先々活用できるかどうか。そういったことを含めると、一番私が心配しているのはね、皆さんも助かっているかなと思えますけど、基本料金だけは水道課でお支払いをして免除したことがあった。これはコロナ禍ということでやりましたけど、足りない分については、古河市からいくらか忘れましたが、補填していると。その財源は水道課に戻ると、そういったことも会長は報告をうけていますか。2回前のとき、水道の基本料金を暫定的にカットします。安い方が我々も嬉しいです。で、その後始末としてコロナ基金か何かを運用し、それを戻す手続きをとっています。そういったことをその当時聞いたのです。その話は聞けましたか。

**【議長】**

私もこの運営審議会の中で財政の話までの情報はいただいてないのが現実ですけども、それはコロナから、国の方からいろいろ、こちらに市会議員の先生方もいらっしゃいます。それが水道まで及んで担保されているのかどうかっていうのは、私からお答えできることはないですが、事務局はいかがでしょうか。

**【事務局】**

はい、水道基本料金免除ということで、令和2年度と令和4年度にそれぞれ実施をさせていただきました。令和2年度につきましては7ヶ月実施しまして、消費税抜き部分が水道の持ち出しで免除総額が2億8,000万円ということで、こちらにつきましては全額水道の利益から出したものでございます。令和4年度につきましては、6ヶ月実施をいたしました。総免除実績につきましては税抜きで2億5,000万円で、これに対しまして国の地方創生臨時交付金を2億4,000万円充当したということになってございます。したがって、令和2年度のときに水道事業の決算では大体利益が1億円ぐらいだったかと思えますけれども、令和4年度につきましてはその交付金で戻したので大体3億円程度の利益が出たというような状況になってございます。

**【B委員】**

はい、ありがとうございます。その利益がね、水道課に内部留保されているということでしょうか。これから事業についてもね、令和7年度にこれで言うともそういう可能性がある。今から考えても安くなるってことはないですよ。だからそういったことを考えると、内部留保をできるだけ多くしていただいて、市民の負担を軽減していただくように指導をお願いしたい。それともう一つ、上下水道審議会なので余計なことかもしれませんが、水道代が上がると下水道代も上がるのですか。

**【事務局】**

はい。水道料金と下水道料金は別でして、ただ下水道料金の計算の基礎が水量で計算しています。水道料金を基礎に計算しているわけではなくて、あくまでも使った水の量で計算してございます。今回は水道料金の値上げの話ということで、下水道料金につきましては据え置きなので今までと同じという形になってございます。

**【B委員】**

50年も前から古河の水道はやっているわけですよ。それで今言ったことの疑問が出てきて、あっと思ったら議長も事務局の方でというのでね。その辺の中身がこの文面にも書いてある通り、40～50年水道管が経っているのですよ。これの維持費から営繕から大変なことです。料金を上げたって間に合わないのではないのかなっていう。上げるならもっと上げてくださって言いたいくらいです。そういうことを考えると、これからの主導的な立場も大変だと思うのですが、単純に水道料金が上がった時に下水道料金はすぐさま上げるのですか。上下水道部といっても上水道と下水道は別ですよ、水道課は料金を精算して、その精算したものから利用分は水道課に払っていますか。

**【事務局】**

下水道料金を徴収するために必要なシステムのお金ですとか、そういったものは全て水道料金の件数が何件、下水の件数が何件ということでそれで按分して負担金を下水の方から徴収してございます。

**【B委員】**

水道料金の中には、下水道分の按分した金額が入っているっていうことですね。

**【事務局】**

そうです。水道の収入の中に下水道負担金ということで収入があるというところです。

**【B委員】**

下水道料金でそれがいくらか謳ってあるわけです。そのいくらかの根本はなにか、水道料金の使った量に対してかけている。水道料金の検針の人が行って水道課に出すわけです。そして我々のところに請求書がきます。その払っているお金の中に、下水道料金の水道課にお願いした負担金が入っているということでもいいですか。

**【事務局】**

はい、原価の中に含まれてございます。下水でこれだけかかる、要はその負担金もそうですし、管渠の維持管理もそうですし、いろんなお金が計算基礎に入っていて、これだけ必要だからこれだけ下水道料金をください、というようになっているということです。

**【B委員】**

しつこいようですが、下水道料金の中には、その負担金を水道課に払っていると。

**【事務局】**

そうです。

**【B委員】**

それはそういった会計になっていますね。

**【事務局】**

はい。

**【B委員】**

わかりました。色々過去のことも知っているのも、良かれと思ってやっていることでしょうかから、それは別に市民のためになることであればいいと思うんです。ただ、もう一つだけ、茨城県の中でも深井戸規制法というのがあります。その深井戸規制法で何本かの井戸が生きている。それで取水制限になったときに、逆流で三和の方から古河の方に回すわけですよ。一番太い水道管は何mmのものが入っていると思いますか。実は思川浄水場から出たところに1,200mmというものが入っています。それから800mmとか600mmになっているのですけれど、その管が今言ったように40~50年経ってるわけです。井戸ではそんな太い管はないのですよ。せいぜい取水で150mm、それが何本ありますか。それで間に合うわけがない。ですから水道課は大変だと思いますけど、水道から水が出ない、管路も40~50年経っている、いくらお金があっても足りません。水道料金の値上げは簡単だけど、できることなら南摩ダムより内部留保を多くしていただいて、受益者の方にそれをあてていただく。だから、1、2年駄目だったら取水制限を受けようが堂々と暫定水利権で良いのではないのでしょうか。そしてその資金をプールする。今のところ安定資金でやっているって言うけど、赤字の時だってありますから。その時は結果的に一般会計からまた持ってくるわけでしょう。そうなっては市民のためには絶対ならない。それよりは、やっぱり時間をかけてもいいから内部留保を多くして、できるだけ早く送水管を何とか間に合わせて、古河・総和・三和に供給が間に合うようにした方がいいと思います。あと、できれば水道とか下水道にはベテランにいていただいて、いとも簡単に事務職として転々とするのではなく、過去が分かるような人にずっといて欲しい、という一般の我々からのお願いですよ。いざという時に困りますから。昔は旧古河が緊急の時に困るのでポリ袋を古河の協同組合から



寄付したことがあります。今それがどこにあるのかを知っている人はいない。地下のボイラー室にありますね。そんな感じですので、上下水道部は市民のために水を売って収入を得ていますから真剣に考えて、南摩ダムは二番目、一番は我々からしたらお金を払わないことです。令和7年か8年になるかは分かりませんが、できるだけそういったことを考えて我々を指導していただきたい、それだけです。以上です。

#### 【事務局】

はい、ありがとうございます。内部留保資金という部分につきまして説明させていただきます。今回赤字を埋めるためだけの料金改定ではなくて、赤字を埋めてなおかつ将来の更新に備えるために内部留保資金も引き続き増やし続けるところまで確保したような、改定の案になっているところです。なので、今は毎年3億円～4億円の内部留保資金が溜まっています、令和5年度現在で大体40億円貯まっているところです。これが南摩ダムに対する支払いが始まりますと、毎年3億円ずつ積んでいたものが、1億円を切るようになり、貯まりにくくなってしまいます。そうなるといけませんので、赤字を埋めた上でなおかつ内部留保資金を今のペースで増やし続けることを確保できるのが、8.5%程度という結果になっております。そのため、内部留保資金については当然今後も3億円程度ずつどんどん増やしていくということで、それに加えて経営努力ができるところは経営努力もすることなるべく増やし続けて、管路の更新につきましてもこれから本格化しているところですので、しっかり対応していきたいと考えてございます。

#### 【議長】

ありがとうございました。B委員から将来の展望と色々なご意見ありがとうございます。続きましてC委員からご意見をお願いします。

#### 【C委員】

よろしく申し上げます。今回答申案ということで、お手元にいただいております。いずれにしましても、古河市は様々なサービスで持続可能に向けて取り組んでいるわけですが、特に水道につきましても持続可能な将来にわたって安定した水道サービスを提供していく非常に大事な観点であって、そして今回議長のもとでこの審議会でも審議を重ねてまいりまして答申ということになったわけですけれども、令和7年度以降に思川開発事業費の負担発生と同時期の令和7年度に料金改定ということで、予定としては流れがあるわけですが、今般非常に物価高騰しておりまして、すぐに収束する見込みは全くありません。非常に国際的にも経済情勢の不安定度も増しているような気がします。そうしますと私たちが言うことではありませんが、政府も手立てをして経済対策をやっているわけですが、いずれにしましてもこの物価高騰の折にですね、市民の皆さんに非常にこの大事な、今ご説明いただいた答申案のポイント、これも物価高騰の時期であるが故に丁寧に市民の皆様方に説明を図っていくことが大事なかなと思います。この答申は最終的に決まればですね、議長から市長にお渡しをして、議会を経て令和7年に、という流れがあるかと思うのですが、例えばですね、市民の皆さまに対する説明会のようなものは行おうのかどうか、そういう予定があるのか。それから、広報とかホームページ等において、これまで審議してまいりましたところの中で、例えば一番最後のページなんかもですね、身内が言っていたのですが、これからお話あるでしょうけれども財政シミュレーション

ョン等の確認のところ、古河市の水道料金水準の立ち位置（水道料金の県内他団体との比較）があるじゃないですか。結構知らないんですね皆さんね。だからこういうものも含めてですね、やはり丁寧に今の現況となぜ料金改定をしなきゃならないのかという部分も含めてですね、丁寧に市民の方々に知らせていただきたいと思いますが、その時期は大体どのぐらいを見込んでいるのか、（料金改定が）令和7年とするとどのぐらいからスタートして市民の方に対して周知を図っていこうと考えておられるのかお聞かせください。

【議長】

はい、事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

はい、ご質問ありがとうございます。C委員のご質問にお答えいたします。今確実に実施しようという情報発信につきましては、まず3月1日号でみずTIMESというものが発行されます。そこで答申が出たということで掲載を予定しているところです。全戸配布ということでそこには掲載するのですが、改定までに長期間設けて、何回も何回もしつこいくらいにお伝えしないと伝わらないと思います。あとはホームページの掲載等も当然させていただきますが、直接コミュニケーションが取れる場、いわゆる説明会のようなものですが、こちら説明会を開催すると言ったときにあまり集まらない可能性もあるということで、そういった意味では他の部署との調整になってしまうのでここで確定とは申し上げられないのですけども、例えば「市長と語ろうまちづくり」のお題として調整させていただくことも考えているところです。概ね1年程度は料金改定の周知期間はあった方が良く考えております。

【C委員】

ありがとうございます。今ご答弁がありました、市民の方にどうしたら見ていただける、分かっていたのかっていうご苦勞で非常にありがたいなとか大事だなと思います。あと繰り返し知らせていくということも非常に大事なので、機会が多くあった方が情報も入りますので、いろいろご苦勞もあろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

【議長】

はい、ありがとうございます。D委員お願いします。

【D委員】

一つ確認させていただきたいということがあるのでお話をさせていただきます。答申案の2の適正な水道料金水準の下に水道料金算定対象期間は令和7年度から令和11年度までという形で記載されていますが、この内容でいくと8.5%を段階的に引き上げるということですが、この期間だけ引き上げればよろしいみたいな解釈になってしまうことがあるのかなと感じたので、令和11年度以降は8.5%引き上げた内容でそのまま進みますとか、もしくはそこで新たに検討をするような審議会だったりとかをしますっていうところがあった方が捉え次第によってはこの期間だけなのかなと考えてしまうと思うので、ちょっとお伝えだけさせていただきます。

【議長】

はい、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

D委員のご意見に関しましては、討議していただいて必要があれば訂正したいと思いますので、よろしく申し上げます。

**【議長】**

あと私から補足ということで、D委員のご指摘の部分に関連して、最後の6番「附帯意見」(1)のところですね、料金については中断するというのではなくて、定期的な見直しを検討するという附帯意見もございます。常に安定した経営が最重要でございますので、この審議会の場ではそういうことを含めて答申案に盛り込んであるというように受け取って、私の方ではおりましたので。

**【事務局】**

はい、ご質問ありがとうございます。D委員のご質問にお答えします。先ほどの情報発信の部分と関連してきますけれども、確かにご覧いただいてそういった印象を持たれたということは、他にもそういった印象を持たれる方もいらっしゃると思います。これからこの答申案や、今後の改定の動向を発信する際にはですね、そういった印象にならないように丁寧な説明に努めていきたいと思っております。

事務局で、一つだけ補足で説明させていただきたいのですが、今回答申案を作成していただいた後にはですね、市長には1月に答申の結果をお伝えするわけですが、決してこれで料金の改定が確定なわけではないので、その辺はご承知おきください。今後の流れといたしましては、通常であればいくらの値上げかという表現で出していかなければならないのですけれども、次の段階と考えていますので、南摩ダムの工事が終わりましたら精算しますので、そのときに料金が確定しまして、本来の金額が分かってきますので、その後に審議会の方にこれだけ上げますというように、改めて会議をしなければならぬと思っております。それから住民説明をしたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

**【議長】**

はい、他にご意見ありますか。はい、E委員。

**【E委員】**

Eでございます。今回の料金改定につきましては、思川開発事業に伴う水利権の取得ということになってくると思いますけれども、この点につきましては、C委員から先ほどご意見がありましたように、附帯意見の中の(2)にあるように、この内容について十分丁寧に説明をしていただきつつ、分かっていたかと思っております。それと水利権ですけれども、古河・総和地区は思川の水を使用しておりますが、三和地区は県水や地下水ということですので、この水利権には関係しないのではないかと考える人もいますので、将来にわたってこの水利権が三和地区にもどのように役立つのか、この辺についてもよく説明をしていただいて、周知徹底を図っていただきますようお願いしたいと思います。

**【事務局】**

はい、ご質問ありがとうございます。E委員のご質問にお答えいたします。まず、思川開発事業の取得する水量につきましては、古河地区・総和地区・三和地区も含めた水量をカバーできる量でダムに参画しております。対しまして三和浄水場の地下水につきましては、先ほどB委員もおっしゃって

いましたけれども、地下水の規制が茨城県ではかかっております。地盤沈下に少なからず影響するであろうということで、地下水については許可が必要です。その許可の条件としまして、南摩ダムの水量が確保できるまでということで許可をいただいているところです。今後の予定といたしましては、水利権取得後にですね、思川浄水場を更新し、そしてそこから三和浄水場まで水を運んでくると。三和の井戸はなくすことなくですね、災害時等に使えるように確保しながら、思川の水を三和まで運ぶという構想がございます。こういったこともやはり市民の皆様はご存知になられていない方がたくさんいらっしゃると思いますので、水利権があるとどうなるのか、そしてそれがどのように市全体に関係しているのか、こういったところを分かりやすく丁寧に説明をしていきたいと思っております。

#### 【議長】

はい、ありがとうございます。活発な意見をいただき大変ありがとうございます。ここで答申のポイントから、続いて最終の8ページから10ページの財政シミュレーション等の確認に移らせていただきたいと思います。よろしいですか。はい、事務局よりお願いします。

#### 【事務局】

それでは2番の財政シミュレーション等の確認をご説明したいと思います。資料の8ページをご覧ください。料金改定をした場合の財政シミュレーションの確認になります。本シミュレーションでは、料金改定率は最大と見込まれます8.5%、改定時期は令和7年・8年の二ヶ年となっております。(1) 損益につきましては、一時的に令和7年度赤字にはなりますが、令和8年度以降は黒字を維持する見込みです。(2) 内部留保資金につきましては、現行の料金水準では将来に向けた積立のペースが鈍化するのに対して、料金改定を実施した場合は令和8年度以降も毎年3億円前後の積立が可能となります。

9ページをご覧ください。(3) 各種経営指標につきましては、料金改定後の判断基準値は目標の数値まで好転しまして、健全な経営が確保できる状態となっております。

最後に10ページをご覧ください。(4) 水道料金水準の比較といたしまして、料金改定をした場合における口径20mmで20<sup>m</sup>使用した場合(1ヵ月分)の水道料金水準の茨城県内での比較になります。仮に本シミュレーション通りに改定いたしますと、現時点では1ヶ月300円弱位の値上りとなります。これにより、県内で安い方の3番目から6番目へととなります。以上で、簡単ではございますが確認を含めた財政シミュレーション等の確認の説明を終了します。よろしく申し上げます。

#### 【議長】

財政シミュレーション等の確認の中で、ぜひとも再度聞いておきたいことや確認したいということがあれば、委員の方からご意見を賜りたいと思います。はい、どうぞ。

#### 【F委員】

三つ確認をしたいのですが、一つ目は10ページの財政シミュレーションの表を見た際に、県内で八千代町や行方市が古河市と比べて2,500円ほど高いのですが、これがどういう要素で高くなっているのか。川がないからかなとか考えたのですが、古河市も今はこの金額だけど八千代町のようにどんどん高くなっていくのかなっていう、単純にそういう心配をしました。

二点目が、今全国で騒がれてるPFAS(有機フッ素化合物の総称)の混入の問題ですけど、どういっ

た原因で水道水に混入されたかっていうのが問題になっていると思うのですが、それが絶対に起こらないのかとか、そういうものを出している企業が水源の近くにないのかなというところを心配しています。

三点目は教えてもらいたいのですが、今茨城県内で水道事業の民営化をしている市町村はいくつあるのか、ないのかという点と、あと古河市が民営化に対して舵を取らないことを私は望みたいですけれども、それはどうなっているのでしょうか。

**【議長】**

三点の質問がございました。事務局よろしくお願いします。

**【事務局】**

はい、F委員のご質問にお答えします。一点目、八千代町や行方市との比較ということで、水道や下水道はいわゆる人口密度商売と言われておりまして、同じ長さの管を埋めたときに、そこにどれだけ家が張り付いて水を使ってもらえるかで変わってきます。あとは水源から遠いところまで引張っていくとそれだけお金がかかるということで原価が上がって、その分料金をいただかなくてはならないということになります。古河市につきましても、旧古河地区の方に行くと人口密度が高くなっていくところで、そういった意味で人口密度の関係でこの金額で経営できているということもあります。これから人口減少が進んでいく中で、だんだん使ってもらえる水の量が減っていくと、それだけ費用に対して1人あたり支えなきゃいけない部分が重くなっていくという中で、料金をどうしようかという検討も必要ですけれども、例えば施設の更新をするときも人口に合わせた更新をしたりですね、管の更新についても効率的にやっていくというような見直しをしていって、なるべく料金を上げずに、かつ安全な水道が続けられるような経営をしていかなければならないのかなというところなんです。現状古河市がどんどん高くなってしまいかというところ見通しはございませんけれども、そういった意味でもやはり5年ごとにこれから5年間はこれだけかかるからこのぐらい必要ですよ、逆に少なく見込まれる場合は一旦下げるとというのがよろしいかと思っておりますけれども、そういった意味で料金の見直しは適宜やっていった方がいいだろうと思っております。民営化につきましては、日本で宮城県のみ民営化しています。宮城県庁がやっているいわゆる市町村に水を売る側ですね、古河市も茨城県から水を買っていますけれども、用水供給事業というものがあまして、そちらで民営化をしたところです。去年からだったと思いますが、初の民営化に踏み切ったということになってます。やはり民営化となりますと、どんどん料金を上げられてしまう可能性もありますし、倒産してしまったり突然いなくなって急遽市町村でやらなければいけなくなったときに、立ち行かなくなってしまったりとかそういったことも考えられるので、民営化について古河では検討されておりません。続いて、先ほどのPFASですけれども、これは有機フッ素化合物で、主に使われてきたものは消火剤とか、コーティング剤、あと身の回りですと防水スプレー等がその原料となっております。現在は製造禁止となっております使われてない状況です。ただ、この物質は自然界で分解されにくいもので、過去に使用されたものが水に溶け出して、河川とかあと地下水に溶け込んで今検出されているという状況です。今のところ厚生労働省の方では暫定ということで、50ng/Lまでは、健康被害はないということで設定をされています。アメリカの方でもっと厳しい基準を設けようという話にもなっているみ

たいですけども、現在日本では 50 ng/L です。そこで古河市の方はどうかと言いますと、三和浄水場では現在不検出です。思川浄水場では PFOS と PFOA の合計 (PFPA) で 8 ng/L 検出されている状況です。県内でも現在テレビマスコミ等で今問題になっているため、現在検査を進めているところで、今まではほとんど検査対象外の物質でありました。今後厚生労働省でも、この基準を少し強めるというような方向性もありますので、水道課としてもこの物質に関しては注視して検査を進めていきたいと思っております。この物質の状況がですね、一応今のところは通常のろ過では除去できませんで、活性炭で吸着するかマクロ化で除去するという方法しかない物質となっております。以上です。

【議 長】

F 委員いかがでしょうか。

【事務局】

検査の結果は水質検査の項目の中でホームページにて公表しておりますので、そちらで確認していただければと思います。

【F 委員】

ありがとうございます。

【議 長】

他にはどうでしょうか。はい。

【G 委員】

よろしく申し上げます。財政シミュレーション等の確認でなんですが、先ほど広報で 3 月 1 日に全戸配布できることもおっしゃっていましたが、それとあわせて水道メーターの確認の表 (検針票) に合わせて添付するような形もお考えになった方が良いと思います。水道メーターの確認表は誰しもが見ますので、それに合わせたものでちょっと手間ですが、何回もやっていかないとなかなか浸透しないと思っておりますので、それをやっていただければと思います。あともう一つですが、先日配布されたみず TIMES の「水利権がないとどうなるの」というのが先ほどご説明にあったところだと思うのですが、私も三和地区でございますのでやっぱり三和地区の方はなぜ水源を取得しなくちゃいけないかというところが、ちょっとモヤモヤになってしまっているのではないかと。また、上下水道の水道課が三和地区にあるということで、なかなかそこが旧古河・旧総和の思川浄水場から取水しているところと、三和地区の井戸水を使っているところの、そのあたりがはっきり分らないと思うので、アニメ等に精通した人がいらっしゃるので、これを漫画やアニメチックな面白い形でこれを案内した方が私はよろしいかなと思います。また、この料金改定について、南摩ダムの水利権を取得するために上げるということではなく、水道管の耐用年数のことや、三和地区を井戸水から思川浄水場からの給水管等の工事費とか、それらを含めたものを円グラフじゃないですけど、こういった資金がかかるのでどうしても料金改定せざるを得ない、ということでやらないと、B 委員からもありましたように、今まで皆様ご苦勞されて上下水道をつくってきたと思うんです。また八千代町は、人口密度の関係で料金が上がっているのが現状だと思うんです。ですから、古河市は普及率 90% 以上で上水道を使っているという形で書いてありますので、それを上水道から離れないように、使用する人が減らないように考えていただいて平均的に上がっていくことが私はよろしいかなと思います。また、付帯意見

(4) デジタル技術に関しては、私も何回か審議会でご皆さんにご質問をさせていただいたものがここに載っているということで、ありがたいと思います。また、古河市の水は美味しいということホームページ等でも出ているということですが、教育委員会を通して、小中学生等々に社会科見学で思川浄水場に行っていただいて、どのようにして川の水から水道水をつくっているのか、今は各家庭ではお風呂や洗濯等以外には飲料水を買っている人も多いと思いますので、いかに購入しなくても美味しい水があるということをアプローチしていただいた方が、先ほど言った、料金が上がったから節約して安い水を買ってリカバリーしてたらなぜ料金がアップしたのかわかりませんので、一つその点をよろしく願います。以上です。

#### 【事務局】

はい、G委員ありがとうございます。まず広報誌ということで、これは毎回職員同士で試行錯誤作成しているんですけども、三和地区の皆さんがどうなるかっていうのを入れ始めたのが、G委員のご意見を参考にさせていただいたものです。こういったご意見をいただけるのはありがたく、この水道事業というのが、古河市にいらっしゃる全員に関係がありますといった中で、色々な特色があつてそれらをきちんと整理して、皆さんがなぜこれが必要なのかがよくわかるようなものとして発信をしていきたいと思えます。あとは検針票というのはどういったことでしょうか。

#### 【G委員】

実は先日家で漏水がありまして、それで水道の料金というのは結構見ますので、料金を見るイコールその点を上手く利用して、広報誌の中のピックアップされたものを可能であれば添付して、検針員にポスティングしてもらおう。それが広報誌だと、なかなか浸透しないなんて言いますが、料金表は必ず見ると思えます。ですから、数カ月ぐらいはお金かけてやるべきだと思います。後で料金改定について住民へ説明会をするときに、聞いていないということよりは、聞いたうえでそれに則って質問していただいたり、質問があつたらお問い合わせくださいと言っておけば、スムーズに進むと思っております。

#### 【事務局】

ありがとうございます。私も非常に有効な手段だと聞いていて感じましたので、こういった形で実現できるか検討していきたいと考えております。あとは子供たちの教育等でもですね、今のところ学校の方から見学の要望をお受けして、例えばクイズを出したりして楽しく学んでいただいているところですけども、学校側にも、浄水場見学の有用性についてこちらからご紹介したりとか、そういったことも検討していきたいなと思えます。ありがとうございました。

#### 【G委員】

ありがとうございました。

#### 【議長】

他にはどうでしょうか。貴重な意見をたくさんいただいて、内容も濃い審議をしていただきありがとうございます。財政シミュレーション等の確認についても終了ということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。本日の議事は以上となります。答申案および財政シミュレーション、この内容でご異議なしということで皆さんどうでしょうか、よろしいですか。

【委員一同】

はい。

【議 長】

ありがとうございます。当初の挨拶でも申し上げましたとおり、古河市の適正な水道料金の水準について、検討が無事終了しました。委員の皆さん、今年1月から4回にわたって検討していただき、将来の古河市の水道もこれで一安心ということで、良い節目の時期に皆さんにご審議お世話になったということで大変ありがたく思っております。今後はですね、来年1月に適正な水道料金の水準についての答申書を市長へ提出させていただきまして、徐々にですけども、将来のダム負担金に備えたいと思います。本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。最後に事務局へ進行をお返しします。

4 その他

- ・事務連絡

- ・今後のスケジュールについて

答申書を令和6年1月31日に会長・副会長より市長に提出予定

- ・事務局を代表して小木上下水道部長より挨拶があった

5 閉会